

違反対象物の公表制度について

令和2年4月1日から始まります。

違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を、消防本部のホームページで公表する制度です。

公表の対象

特定防火対象物（飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用される建物等）

公表の対象となる違反内容

建物に義務付けられた消防用設備のうち、①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反。

公表の内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の時期は

消防の立入検査において違反を把握し、建物関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

公表の方法

相楽中部消防組合のホームページで公表します。